

令和6年度

県産加工食品海外展開サポート事業

【公募要領】

海外における県産加工食品の販路開拓を促進し、県経済の活性化に寄与するため、海外展開に挑戦する県内加工食品事業者向けの支援として、県産加工食品の海外販路開拓へ向けた取組を広く公募し、その取組に必要な費用の一部を補助します。

**【応募期間】**

令和6年6月14日（金）～予算が上限に達し次第終了

**【提出先・問合せ先】**

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

貿易・物産・フラッグショップ班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL：097-506-3286

FAX：097-506-1754

E-mail：a14160@pref.oita.lg.jp

**1 趣 旨**

海外における県産加工食品の販路開拓を促進し、県経済の活性化に寄与するため、海外展開に挑戦する県内加工食品事業者向けのファーストステップ支援による取組を支援します。

**2 募集事業等**

県産加工食品海外展開サポート事業費補助金交付要綱「別表1」に掲載されている補助対象事業で、令和7年3月31日までに完了するものを次のとおり募集します。

**3 応募について**

- (1) 応募期間 令和6年6月14日（金）～予算が上限に達し次第終了
- (2) 受付方法 別添の「令和6年度県産加工食品海外展開サポート事業実施計画認定申請書等」を正本1部、電子メールまたは郵送で提出してください。

(3) 提出先・問合せ先

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課（大分県庁本館7階）

TEL 097-506-3286 FAX 097-506-1754

- (4) 注意事項
- ・認定申請書等の作成に係る費用は、応募者の負担になります。
  - ・応募いただいた書類は返却しません。
  - ・認定作業のため、外部有識者に認定申請書等を共有します。

●採択された取組については、貿易相談等の個別支援を実施している支援機関（ジェトロ大分、（一社）大分県貿易協会、中小企業基盤整備機構九州本部）、行政機関（大分市等）と情報共有します。

## 4 補助等の詳細

(1) 事業実施主体

この事業において事業実施主体は、次の①～③のいずれか2つ以上該当する者としてします。

- ① 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者で、大分県内に本社又は自社の製造拠点を有する事業者
- ② 県内で製造・加工している商品の販売を主たる事業として営む者
- ③ 商品の主原料(50%以上)として県内の素材を利用している者

<中小企業者の定義>

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下又は3億円以下
旅館業	200人以下又は5,000万円以下

(2) 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象経費	補助率
海外で開催される見本市・展示会・商談会等への出展	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 なお、消費税及び地方消費税を除く	1/2以内
商談・市場調査・プロモーション活動の実施		上限額 200千円以内
海外バイヤー等の招へい		
輸出に向けた商品の改良		
海外向け販売促進用ツールの作成		
その他の事業で知事が必要と認めるもの		

<注意事項>

- ① 交付決定前に支出した経費は補助対象外となります。
- ② 補助対象経費は、消費税及び地方消費税、海外付加価値税等を除いた額とします。
- ③ 補助金交付額は、千円未満切捨てとします。
- ④ 他の補助金との重複はできません。

## 5 選定方法等

### (1) 補助事業の選定

提出された書類に基づいて、予算の範囲内で認定事業を決定します。

提出された書類の内容等について、ヒアリング実施機関（ジェトロ大分、中小企業基盤整備機構九州本部）におけるヒアリング調査を実施します。

### (2) 通知

審査結果については審査が完了次第、随時、申請者あて通知します。県産加工食品海外展開サポート事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を定められた期日までに提出してください。

## 6 留意点

(1) 県では、補助金交付申請書の内容審査後、事業者には補助金交付決定通知書を送付します。

（※この決定日以降でないと補助事業には着手できません。）

(2) 事業者は、補助事業完了後、交付要綱に基づき実績報告書を提出していただきます。

(3) 令和7年3月31日までに事業が完了できないときや、認定・交付決定事業から事業内容（対象国、対象商品、手法など）に大幅な変更が確認された場合は補助事業の認定を取り消します。

(4) 補助金は、原則として補助金の額の確定後にお支払いします。

(5) 補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業を完了した翌年度から5年間保管していただきます。

様式第1号（要領第5関係）

年度県産加工食品海外展開サポート事業実施計画認定申請書

第 年 月 日  
号

大分県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者氏名

年度県産加工食品海外展開サポート事業実施計画について、認定されるよう県産加工食品海外展開サポート事業実施要領第5条の規定により申請します。

添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（第4号様式）
- (4) 申請者の概要がわかる資料（パンフレットやHPの写し等）
- (5) 商品の概要がわかる資料（商談シートやパンフレット等）
- (6) 定款の写し（法人の場合のみ）
- (7) 事業の概要がわかる資料
- (8) 直近1年の決算書の写し（個人事業主の場合は「確定申告書の全部写し」）
- (9) 見積書又はそれに代わるものとして知事が認めるものの写し
- (10) 補助事業等の効果が分かる資料（ヒアリング実施機関が作成したヒアリングシート）
- (11) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（要領第5関係）

事業計画書

1 申請者概要

名称：	代表者役職氏名：	
住所：		
国内における主たる事業実施場所：		
電話番号：	業種：	
担当者名：	E-mail：	
資本金（出資金）	千円	従業員数：

2 事業内容

(1) 輸出のターゲット国・地域

--

(2) 上記（1）の選定理由

--

(3) 輸出に取組む商品

--

(4) これまでの輸出に関する取組内容・輸出額

--

(5) 事業計画

以下、当補助事業に関する内容を具体的に記載すること
①事業内容
②事業実施スケジュール
③事業実施体制

④事業実施に係る支援機関からのアドバイス（JETRO・中小機構以外）  
※ない場合は「なし」と記載

(6) 成果目標

①当年度の取引見込・目標

②中長期的な取組方向と取引見込・目標

3. 事業費

総事業費	補助対象経費	負担区分		備考
		県費補助金	その他	
円	円	円	円	

4. 事業完了予定年月日                      年                      月                      日

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
自己負担金	円	
計		

2 支 出

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
	円	
計		

※積算内訳には、単価×数量等を詳細に記載すること

様式第4号（要領第5関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第5号（要領第5関係）

年度県産加工食品海外展開サポート事業実施計画認定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事

⑩

年 月 日付け 第 号で実施計画の認定申請のあった 年度県産加工食品海外展開サポート事業実施計画については認定したので、県産加工食品海外展開サポート事業実施要領第5の2の規定により通知します。

様式第6号（要領第5関係）

年度県産加工食品海外展開サポート事業交付決定前着手届

第 年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者氏名

年度県産加工食品海外展開サポート事業実施要領第5の3に定められた事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業実施主体	
海外見本市等の名称	
開催期間	
事業費	
事業開始予定年月日	
事業完了年月日	
理由	